古賀市議会 議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会 委員長 吉住 長敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告 します。

記

27年請願 2 生涯にわたるスポーツライフを実現させるための多目的グラウンドの新設に関する請願

【請願者】 古賀市薦野 1415-24

古賀市実年ソフトボール協会 会長 福原 俊一 他 10 名

【紹介議員】

森本 義征 岩井 秀一 井之上 豊 平木 尚子 髙原 伸二

【請願の趣旨】

生涯スポーツとして各種大会が開催できる多目的グラウンドを新設して下さい。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1. 古賀市内にあるグラウンドは広さが足りず公式試合ができない。市郡、県大会ができる多目的グラウンド、できれば200m×200m規模のグラウンドの新設を要望。
- 2. 他団体との協議は不十分であった。体育協会には加盟していない。
- 3. 土地や財源について具体的な試算はしていない。執行部で判断してもらう。
- 4. 市内には小学校のグラウンドも含めて23面あるが土・日曜日の活動には足りない。毎月の予約の際は譲り合って調整している状況がある。千鳥ヶ池、グリーンパーク、小野公園は料金もかかり、他のスポーツと競合して使い勝手が悪い。
- 5. $180 \,\mathrm{m} \times 180 \,\mathrm{m}$ あれば $4 \,\mathrm{m}$ 取れる。そういうグラウンドが新設されれば十分に活動できる。
- 6. 市内のスポーツ競技者人口は約2万1千人以上。

7. 既存のグラウンドを改修するということではなく、あくまで新設を要望。

また、慎重審議を期するため、質疑終了後に自由討議を行いました。自由討議では、市民全体のことをうたってある割に、請願されている方が非常に極一部の方に限られている。体育協会との連携や調整がほとんどできていない。あくまでも新設でということで違和感を感じる。子どもから大人まで使う施設ならばみんなの意見をもっと集めてからでも遅くない。まずは、実年ソフトボール協会が口火を切って、それから、他の団体を巻き込んでいくやり方もある。市民の皆さんが喜んで使えるものならと思うが、もう少し時間をかけて審議してはどうか。議会が請願者の大意を酌んでいく事も大事ではないか。などの意見がありました。

【意見】

(賛成意見)

- ・今回の請願の大きなところでは古賀にとって夢や希望が持てるものになってくるのでは、実現していく事が古賀の魅力につながっていくのではないかと考え 替成。
- ・公式試合ができるグラウンドというのは、多くの市民の長年の念願だったと思 うところから賛成。

(反対意見)

- ・今現状としてソフトボールが利用できるところが23面ある。既存のグラウンド の整備ではなく新設という意見であることから、もう少し時間をかけて検討が 必要と考えることから反対。
- ・多目的グラウンドというからにはいろんな団体との話し合いを進め、協議のう えで請願してほしかった。市立体育館の老朽化も進んでいる。優先順位が他に あると思い反対。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり採択すべきものと決定しました。

第89号議案 古賀市生涯学習センター条例の制定について

市民の生涯学習の拠点施設として古賀市生涯学習センターを設置することに伴い、その設置及び管理について条例で定めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1. 施設ごとに定めていた条例を廃止し、中央公民館、図書館、歴史資料館、交流館を一体のものとして、新たに条例で定めるもの。名称は「生涯学習センター」とし、愛称は「リーパスプラザこが」とする。開館時間等は規則で定めることとなるが、開館時間に変更はない(歴史資料館、図書館は18時、ギャラリー、中会議室については22時まで)が、休館日は全館統一して毎週月曜日とし、月曜休日の場合はその翌平日とする。なお、サンフレアという名称は条例を廃止することからなくなる。
- 2. 施行日は8月1日としている。
- 3. 複合文化施設運営協議会を廃止することから、図書館の運営に関して意見を 頂く図書館協議会を置く。
- 4. 使用料の算定には、利用する人、しない人の公平性から、利用者には応分の 負担をしてもらう受益者負担の考えと、施設の利用にかかる経費の考え方から 算出した。1時間当たりの1平方メートルの使用料を算出し面積をかけた。前 研修棟の料金を踏襲し、近隣の料金も考慮しわかりやすい料金体系で、1時間 当たり基本500円に設定。狭い部屋については300円とした。
- 5. 減免制度についてはわかりにくいという意見から、新たに(仮称)古賀市社会教育施設使用料減免団体登録制度を設け登録を受け付ける。減免制度としては大きく変わらないが、社会貢献を目的とした公益団体に限定して減免する。
- 6. キャンセル料については規則で決めるが、案としては、区分の単位貸しでは 6月前までは全額、1月前までは半額還付、時間単位貸しでは30日前までは全 額還付、3日前までは半額還付。
- 7. 交流館に窓口をおいて今まで通り予約業務を行う。将来的にはホームページ 上で予約できるシステムについて検討中。
- 8. 館長については図書館長、歴史資料館館長はそのまま、サンフレアこが館長については協議中で、職員体制については現体制を基本として検討中。
- 9. 交流館については飲食可能。床材によっては不可のところもある。
- 10. 学習室は交流館に74席の学習室を設け、今の研修棟の機能を継承する。
- 11. 施設の管理運営についてはいろいろ議論があったが、まず直営で行う。部分 的な委託については開館した後に考えていきたい。

自由討議では、利用料金について近隣より安い、また、受益者負担と言われるが、市民にとって500円は高い。納得できるようなものではない。高いという感じもするが、算定根拠もきちんとしており、新設ということであれば妥当と考える。 愛称を公募するなど市民を巻き込んだやり方を考えて欲しかった。サンフレアの名称がなくなるのは不満などの意見がありました。

【意見】

(賛成意見)

・超高齢社会に入った今、生涯学習の果たす役割は大きい。使用料は若干高めと 感じるが妥当。古賀市の生涯学習行政の充実を期待して賛成。

(反対意見)

・今回の料金設定は、市民の生涯にわたる学習を支援するには高すぎる。市民の 目線ではない。受益者負担による高い料金設定で施設が利用されなければ何の メリットもない。税金を払っているのだからもっと安く設定してほしい。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。